

# 会 議 録

- 1 開催した会議の名称 令和5年度佐賀県社会福祉審議会
- 2 開催日時 令和5年7月11日（火曜日）13時30分～15時00分
- 3 開催場所 佐賀県庁旧館4階正庁
- 4 出席者 松山委員、枝國委員、加藤委員、森委員、山口委員、桑原委員、山田委員、古賀委員、門司委員、平川委員、藤瀬委員、久米委員、西村委員、時津委員、白井委員、松田委員、小林委員、江口委員、大垣内委員、三原委員  
県長寿社会課今村課長、障害福祉課黒田課長、こども家庭課野中課長、こども未来課千綿課長  
事務局：健康福祉部實松部長、健康福祉部豊田副部長、社会福祉課三浦課長、市丸副課長、江副係長、古川

## 5 議題

- (1) 佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 5 の改定について
- (2) 意見交換
- (3) その他  
今後のスケジュールについて

## 6 会議録

- (1) 開会
- (2) 健康福祉部長挨拶
- (3) 審議会について  
資料1参照
- (4) 委員紹介  
資料2参照
- (5) 議事事項
  - ①佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 5 の改定について  
資料3-①、3-②、3-③により佐賀県健康福祉部社会福祉課長から説明。
  - ②意見交換  
(委員)

「重層的」という言葉はあまり聞かない言葉なので、もう少し説明を加えていただきたい。  
例えば、社会福祉士のテキストなどでは15年くらい前から「重層的」支援が大事だということが言われており、それぞれの団体や機関が役割を決めてそこだけやるのではなくて、なるべくそれぞれの団体や機関がやるだけやっていくというようなことだと思うが、現実には地域福祉支援計画に使われるようになっているので、もう少し説明いただければ。

(社会福祉課)

資料3-①の21頁をご覧ください。発端は、コロナの影響もあってそれぞれが抱えていらっしゃる課題が複雑、多様化していき、以前は例えば高齢者は高齢者福祉、障害だと障害者福祉ということでそれぞれの分野を専門化すれば解決をしていたようなものが、なかなかそれぞれの専門分野だけでは解決できなくなった。

障害をお持ちのご家庭をよくよく見てみると実はご両親が高齢で介護をされている、あるいは子供がひきこもりであるといった、そういう色々な問題を抱えているといった相談を受けたときに、これまでは高齢者福祉で相談を受けたけれども、それだけでは足りなくて、障害者福祉であるとか母子とかそういった専門分野も一緒に問題を解決していかなければならないけれども、なかなか分野をまたいだ相談というのがこれまでなかなかできてこなかった。

分野を超えるということもありますし、それぞれ地域では個別のご相談の方については例えば民生委員であるとか、地域の方が見守りをして相談に乗っている。ただそれを次の支援につなげる、別の団体の取り組みであるとか支援につなぐ、というようなことがなかなかできていなかった。

あるいはそういった色々な分野での支援がそれぞれの支援で終わってしまっていて、色々な分野の情報共有がなかなかできていなかった、そういった、色々な層をまたがって層を超えて相談体制を作り上げていく、それが一つには地域づくりということにつながると思うし、なかなかそういった困った方が手をあげにくかった、そういったことに手を差し伸べて見出していく、色々な団体、地域、層を超えてそういった体制を作っていくというような事業をとおして佐賀らしい地域共生社会を目指していくということを、今回重点としてあげた、ということ。

(委員)

重層的支援体制の整備について、やはり包括的な支援体制、縦割りを越えた包括的な支援体制が必要だが、なかなか、計画に書いてあることは素晴らしいけれども、縦割りのなかで、一つは障害福祉課、一つは健康福祉政策課、一つはこども家庭課とばらばらで、市町の中でそういう体制をしていくということだが、なかなかそれが難しいところで、各行政の方々もここは違うから、ということをおっしゃらないでいただきたいなということがある。そういう学習のようなことはやっているのか。

(社会福祉課)

今回、地域共生社会を目指していく、そのアプローチとして重層的支援体制整備事業に市町も、これは手上げ方式だが、取り組んでいただくと、そういった中で、手を挙げた市町だけではなくて、全ての市町に対して、担当者に対する研修会ということで、他県の実際に取り組んでいるところからお呼びして、その方から包括的な相談体制をしっかりと作っていこうというようなお話もしていただいて、そういったお話、研修を通じて、市町の職員の方にもそういった取り組みが必要だという意識をしていただくための研修を毎年行っているところです。また今年度もしっかりと取り組んでいきたいと思っている。

(委員)

社会福祉法の中や、教科書などに載っていたことだが、分野を超えていこうとすることについては監査の方から、この専門でやっているのに、違うのをやったらこの分はダメよ、と言われるというようなことが教科書に載っていた。

監査からあなたの専門ではないところをやっているから、この分はお金はやりません、というようなことが結構あっているらしい。私もそういうことを監査から言われたことがある。本当は市民のために一生懸命やっているのに、そこで理解してもらえない寂しさや悲しさのようなものがあるが、そういうところについてもう少し、やっていることを理解していただきたいと思う。

(社会福祉課)

これまで高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉とういことで、それぞれに補助金や制度があって、どうしても補助金の観点から高齢者を対象とした事業、それ以外のものに取り組むと、監査などでこれは目的外ではないか、という指摘もあり、市町の担当者はもっとこういう風にしてあげたいけれども、お金の使い道としてそこはできない、という制度上のジレンマがあった。

今回の重層的支援体制整備事業はその点について、交付金という形で財政的な支援ができるようになったので、制度を超え幅広く取り組めるようになった。その点はこの事業の一つのメリット、いいところではないかと思っている。

(委員)

自由な発想で自由なことをすることができるのはすごくありがたい。新しい取り組みなので、ぜひ佐賀県、そして市町で取り組んでいただければありがたい。

(委員長)

監査というのは指導監査のことか。

(社会福祉課)

今申し上げたのは、これが国の事業で国の国庫が入っている関係で、会計検査院の監査が入った時に目的外使用をしていないか、目的に沿った用途をしているかどうかということで見られることに対して、市町の職員が特に今まではそれぞれの分野の補助金だとそれぞれの分野のことしかできなかった、というのが、その自由度が高くなった、ということで申し上げた。

(委員)

災害のところをしっかりと書いていただけてありがたいのと、何よりCSOとの協働というところ、地域共生というのは非常に協働というのが大事で、(資料3-①) 23 頁にもあるワンストップ窓口など、どう広げていくかというのが、ぜひ進めていただければと思う。

協働という概念と、その特徴としてCSOを入れていただいて感謝をしている。地域共生ステーションもそうだが、現場でCSOの方々が、市町単位で活躍されることを願っているので、ぜひよろしくお願ひしたい。

(資料3-①) 22 頁の 6 行目くらい、「NPO」を「CSO」で統一してはどうか。他の部分で

は基本的に「CSO」と記載されていたので。ぜひこのオリジナリティ溢れるこの計画は素晴らしいと思っているので、これまでの意見も反映していただいているのでぜひ市町に広げていったり、行政の中でも福祉課でもCSOのことを話せる、こども未来課、こども家庭課へ行っても話せる時代が来るといいなと思っているので、ぜひともよろしくお願ひしたい。

(社会福祉課)

用語は統一して、CSOという言葉で統一したい。

(委員)

市町にしっかり浸透していったり、ワンストップ化であったり、協働推進担当という方が県にもいらっしゃるかと思うので、これが市町レベルになってくるとすごくいいなと、相談窓口も市町になるとなかなか、これを広げていっていただければありがたい。

(委員)

計画を見させていただいたが、非常に分かりやすい表現になっていて、一つ目指す地域像としては非常に伝わりやすいという印象を受け、共感をしているところ。

少しシビアな話をする、住民同士で支える地域を作る、つながるとか、そういった地域共生社会の実現を目指すという中で、ひとつ大事だと思うのは人。ご承知のとおりあらゆる分野で人材難というのが非常にリアルに現場にいると聞こえてくる。色々な職能による機関ができたり、専門職の人が非常に増えたというのはいいことだが、その専門職も少なくなっている。

新たにこういった分野を目指そうという若い人たちのテンションも低い。でもこれからの福祉とか介護の需要というのはひたすら伸びていくし、社会保障費も介護も教育費も2040年くらいの間には倍くらいになるだろうと試算されている。

もちろんこういった計画を物差しとして市町村に落とししていくということが大事だが、やるのは市町村で市町村がリアルに体制を作って、人を確保して計画の中身に沿った地域づくりができるかという、やっぱり佐賀県が、地域福祉ということであれば上位機関としてガイドラインのようなものを、こういうやり方でいかかでしょうか、というようなものがあつたらいいなと思う。

介護、福祉、障害福祉分野も全部そうだと思うが、人材紹介会社に年収3割くらいの手数料を払って人を確保して、確保したとしてもすぐ辞めてしまう。そういうのが普通になっている。これは地域で人を支える、人を確保しようという風潮の中で非常によくないと思っている。だからもともとあるハローワークは非常に強化していただいて、悪質なところが参入しないような体制づくりを、人作りをするうえで非常に、そこは共通した横断的な分野を超えた課題だと思うので、そこは強固に施策としてやっていただければと思っている。

(社会福祉課)

高齢者福祉とか、障害者福祉とかそれぞれの計画の中でも人材というのは非常に重要なので重点項目として掲げている計画が多いが、この福祉人材、介護人材を確保することが重要なことで、それに取り組むことが喫緊の課題だと思う。

(委員)

解決策があるかはなかなか難しいところだと思う。地域の実情に応じてという言葉はよく使われ、市町が自分たちで考えて色々な施策を作るということだが、これからどんどん人が減っていく中で、例えばヘルパーさんは非常に募集しても来ない。でもヘルパーさんの仕事というのは、身体介護もあれば生活支援もあって、通院支援もある。その3つは全然違う。生活支援をしたい人は生活支援だけでいい、身体介護をしたい人は身体介護、通院をしたい人は通院、という人でも一律同じホームヘルパーの資格を取らないといけない。

結局ヘルパーさんの資格は受講者が少なくて、人が集まらなると開催しない。人は欲しいけれど頻回に研修などが行われな。あと、自分は本当は生活支援だけやりたいからこの講習だけでいいけれども、事業者からヘルパーの資格を取るように言われると。通院だけしたいなら、身体介護も生活支援も知識などそこまで必要ないと思うが、人が少なくなっているのに、これまでどおりの研修の在り方とか、言い換えれば人を確保する在り方を、地域行政でよいローカルルールを作って細かくやっていけば人は確保できるのではないかと思う。時代に合わせて研修の在り方イコール人を確保する在り方でもあるので、自分たちで考えてやっていかないとなかなかこれから人は集まらないので、ぜひそういう行政、自治体が表れてもいいのではないかと思っている。

(委員)

先ほどの話に関連して、別の会議などでも、分散させるとか、あとはDX化とか、福祉の現場がアナログすぎるという話をしています。新しい視点としては人を育てるところの仕組みと、デジタル化などできることがある。

もう少しデジタル化はできるし、そうすることで現場が助かる。同じやり方では持たないと思うのでぜひ、市町であれば尚のことだと思うのでそこはアナログから脱却して簡素化して共通な、同じことを毎回書く必要はない、というような状況を作っただけなら非常に現場は助かるのではないかと思う。計画の在り方としてDX化というのも視野に入れていただければと思う。

(社会福祉課)

高齢者福祉、障害者福祉など、関係各課と相談し、今のようなご意見を反映させる項目が盛り込めるかどうか検討させていただく。

(委員)

非常にたくさんのご意見を盛り込んでいただいていると思う。

先ほどの委員のご意見もその通りだと思う。今どこでも人を探していると聞いている。今回、この3年を振り返ってみて、コロナがあったり、災害があったと思うのは、困ったときに一番誰が困っているのかということ。それはやはり弱い人が困っていると感じている。昨日、一昨日のような大雨で避難指示が出た、という時に、重度の障害のある方は本当にすぐ避難ができるのか、身体障害の重度の方や自閉症などの人たちが来てお互い対応できるのかという心配もあると思っている。

我慢して自宅にいたり車の中にいたりして、頑張っているのかなと思っているので、ぜひ災害の部分でのそういったところを考えていただければと思う。

あと、今回の計画で再犯防止に向けた取り組みを記述していただいている。(資料3-①) 32 頁

から 33 頁です。佐賀県での取組は 14、15 年になると思うが、罪を犯した方が再犯をしないように、という取り組みで、これは非常に地道な取り組みかつ難しい取組だと思うが、コツコツとやっていく必要があると思っているので、よろしくお願ひしたい。

(社会福祉課)

再犯のことに關して、今年度県佐賀県再犯防止推進計画が終了年度となっており、今年度後半にかけて計画を見直すことにしている。計画を改定するにあたって、そもそも再犯の対象者が県内にどのくらいいらっしゃるって、どういった方で、どういったお悩みを抱えているのか、我々の方にもデータとかイメージとかなかなかつかめていないところがあるので、今回計画改定に向けて、そういった現状などを把握しながらこれについても今後しっかり取り組んでいかなければいけない分野だと思っています。

今までは再犯をした方々はなかなか社会復帰がスムーズにできなくて、生活にお困りということで、どちらかというと生活にお困りの方という分類で、他の生活困窮とか色々な分野の一つの対象者ということで対応してきた部分があるが、そこは再犯ということでしっかりスポットを当てて今から考えていきたい。

(委員)

重層的支援体制整備事業というのは、市町にやってもらうのか。これはいつからやってもらう予定なのか。これを県が権限を持ってやりなさい、と言うのか、よかったらやってねと言うのか。

(社会福祉課)

社会福祉法が令和 3 年度に改正になって、地域共生社会を実現するための一つの手法として厚生労働省が事業としてメニュー化したもの。

市町が実施主体ということで、事業を実施するかというのは手上げ方式になっているので、市町がやりますと手をあげないと、県からやりなさいといった事業ではない。ただ、先ほど申しあげたとおり、市町に対してこの取組は非常に大切だということを、研修などを通じて理解をしていただくということで、研修会をしてるので、そういった中で市町の方からぜひこれは今後やっぱり必要だということで手をあげていただければと県としては考えている。

(委員)

今のことに關連して、今回重点項目を 2 つ大きく出して、2 つともとても大事なことだと思っている。今まさに発展途上の言われていることが含まれている。

(資料 3-①) 19 頁の包括的支援、重層的支援体制整備については、市町がやらないといけないが、県の社会福祉協議会として市町支援の一環として 20 市町の社協をそれぞれ訪問してこのことについて色々意見交換をするが、よくわかっているところと、まだまだわかっていないところがある。なおかつこれが市町がやってくれないことには自分たちも、というような状況。市町にしてみれば、一本一本の補助スキームだったのを包括的に交付金という形でやることは大きなやり方の転換なので、またそれをもとに戻すというのはなかなか難しい。

まだまだこれから勉強もしないといけないことがたくさんあり、私どもの立場では、市町の社協と

こういう話をするとき、気付きになるようなものが必要かなということで、私どもで研修会を開催したりしているが、これについては重点的にやっていこうかなと、県が言われたように、県の方でもこういった啓発の研修はやっていただきたい。

もう一つは災害時のことについて、令和元年以降大きな災害が立て続けにあつて、様々なボランティア制度の拡充をしていったり、発展途上である。25 頁にあるが、避難行動要支援者の方々をどう支えていくのかという時に、名簿を作るようになっている。それは各市町それぞれで作るが、そこは共有できるが、その一人一人がどのような支援が必要かということに至ると、それは個人情報になってしまうというようなことがあつて、市町によつても違うが、なかなか共有できないことがある。

災害救助法の改正で、個人情報の事前提供というのは条例で規定されていたり、されていなかったりしているので、実際に被災者側にとっては現場では色々な自治会や民生委員、社協などから繰り返し聞かれてたまらないという話がある。市町がやはり個人情報に対する考え方を少しずつ学んでいく必要があると思う。県と私どもが情報共有させてもらつていて、これからまた勉強をさせてもらいたいと思うが、市町の意識改革も必要で、全般的に現場の声をどんどん取り入れていって考えてもらうきっかけづくりにしていけないかと思つている。

(委員長)

これで意見交換を終了とする。

後日また意見照会もあるとのことだが、県の方ではご意見を踏まえ、検討、修正等していただきたい。

(6) その他

今後のスケジュールについて

事務局から資料4により説明。

(7) 閉会